平成二十二年政令第百六十六号 公文書管理委員会令

十一年法律第六十六号)第二十八条第四項の規定 に基づき、この政令を制定する。 内閣は、公文書等の管理に関する法律(平成) (組織)

第一条 公文書管理委員会(以下「委員会」とい

があるときは、専門委員を置くことができる。 (専門委員の任命) 委員会に、専門の事項を調査させるため必要 は、委員七人以内で組織する。

経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命第二条 専門委員は、当該専門の事項に関し学識

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補 (委員の任期等)

2 3 るものとする。 事項に関する調査が終了したときは、解任され 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の 委員は、再任されることができる。

委員及び専門委員は、非常勤とする。

4

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選に

2 より選任する。 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す

指名する委員が、その職務を代理する。 (分科会) 委員長に事故があるときは、あらかじめその

3

第五条 委員会に、特定歴史公文書等不服審査分 科会」という。)を置く。 科会(以下この条及び次条第三項において「分

理することをつかさどる。 に基づき委員会の権限に属させられた事項を処 等の管理に関する法律第二十一条第四項の規定 分科会は、委員会の所掌事務のうち、公文書

3 総理大臣が指名する。 分科会に属すべき委員及び専門委員は、 内閣

る委員のうちから分科会長があらかじめ指名す 委員の互選により選任する。 分科会長は、分科会の事務を掌理する。 分科会に、分科会長を置き、分科会に属する 分科会長に事故があるときは、分科会に属す

の議決をもって委員会の議決とすることができ る者が、その職務を代理する。 委員会は、その定めるところにより、分科会

| 2 委員会の議事は、委員で会議に出席したもの 第六条 委員会は、委員の過半数が出席しなけれ ば、会議を開き、議決することができない。 決するところによる。 の過半数で決し、可否同数のときは、 委員長の

3 する。 前二項の規定は、分科会の議事について準用

4 委員及び専門委員は、自己の利害に関係する 議事に参与することができない。 (庶務)

(雑則)

第七条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房公文書 管理課において処理する。

第八条 この政令に定めるもののほか、 員長が委員会に諮って定める。 続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委 この政令は、公文書等の管理に関する法律附 附 議事の手

二十二年六月二十八日)から施行する。 則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成

二五一号 附 則 (平成二二年一二月二二日政令第

この政令は、平成二十三年一月一日から施行

三九二号) 附 則 (平成二七年一一月二六日政令第

(施行期日)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施行する。 (経過措置の原則)

令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 ついての不服申立てであってこの政令の施行前 に係るものについては、この附則に特別の定め にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政